

強化スタッフ規定

一般社団法人日本パラサイクリング連盟

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本パラサイクリング連盟が定める「事務局分掌規定」に基づき、強化スタッフの運営に関する基本事項を定めるものである。

(事業)

第2条 強化スタッフは強化・育成部会から付託された特定の事業に関して、以下の項目のいずれか、あるいは、複数をも、その事業が終了するまで担当する。

- (1) トレーニング方法や栄養摂取等、選手強化の方法を検討する。
- (2) 選手強化事業に係わる情報収集に関すること。
- (3) 選手強化のためのトレーニングにおけるコーチング。
- (4) 試合に向けた調整に関すること。
- (5) 年間のトレーニング計画の作成。
- (6) トレーニング環境の整備に関すること。
- (7) その他選手強化に関する事項。

(強化スタッフの委嘱)

第3条 強化スタッフは、強化・育成部会から任命・委嘱される。

- (1) 強化スタッフとして適切ではない行動を行った場合は、強化・育成部会に諮りその委嘱を停止する事が出来る。
- (2) 強化スタッフを追加する場合は、強化部会に諮り追加することができる。

(強化スタッフの資格)

第4条 強化スタッフは次に示した条件・資格の何れかを有する者であること。

- (1) 一般社団法人日本パラサイクリング連盟の理事、正会員
- (2) 強化・育成部会のメンバー
- (3) 日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツコーチ、同障がい者スポーツ指導員 初級・中級・上級資格を有する者
- (4) 強化・育成部会が競技実績、指導実績等を考慮し、認めた者

(規程の変更)

第5条 この規程は総会の議決によって変更する事が出来る。

付則 1. この規程は2016年12月1日から施行する。
この規程は2018年4月5日総会において一部改正し同日施行する。